

### 3 府中市社会福祉協議会の組織、基盤の整備

- 社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する中核的団体として位置づけられ、地域のあらゆる団体、組織の相互理解と協働によって市民参加型の福祉社会を実現することを使命としています。
- 一方、介護保険制度、法人改革、地方分権等社会福祉基礎構造改革の流れのなか、指定管理者制度の導入など市場開放がすすめられ、社会福祉協議会にも新たな経営改革、組織改革及び事業の見直しが求められています。
- そのようななかで使命達成のため、次の項目を柱に社会福祉協議会の組織、基盤の整備を行い計画の推進に努めます。

#### (1) 会員制度の充実

- 地域住民の理解に裏づけられた会員制度の整備を行う。
- 会費の使途など地域住民への積極的な情報公開を行う。
- 地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織の会員への参加促進を図る。

#### (2) 役員体制の充実

- 社会福祉協議会を構成する地域の多様な団体・組織等の参加と幅広い意見等、市民の声をできるだけ事業に反映するための、責任ある自律した法人経営を可能にする役員体制を確保する。

#### (3) 組織の管理体制の確立

- 福祉サービス利用者に対する権利擁護
- 事業内容等の情報公開
- 個人情報保護の保護や苦情解決

#### (4) 事務体制の整備

- 地域福祉推進の状況に応じて、事務局等の機能や役割を果たす拠点として地域活動センター（仮称）や在宅サービス事業の事業所等を設置する。

#### (5) 財源確保及び財政運営

- 会費、寄付金、共同募金配分金、基金などの「民間財源」、補助金、委託金

などの「公費財源」、介護報酬、収益事業などの「事業収入」を財源として運営していることから、財源確保の方策を検討し、自主財源や公費の確保など安定した財政運営を図る。

[ 府中市社会福祉協議会 組織図 ]

